

第 38 号議案

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 5 月 26 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年10月条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第 2 条、第 3 条関係）			別表（第 2 条、第 3 条関係）		
区分	報酬の額	旅費の額	区分	報酬の額	旅費の額
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
選挙長	日額 <u>12,200</u> 円	[略]	選挙長	日額 <u>10,800</u> 円	[略]
[略]	[略]		[略]	[略]	
開票管理	日額 <u>12,200</u> 円		開票管理	日額 <u>10,800</u> 円	

者			者		
[略]	[略]		[略]	[略]	
開 票 立 会 人	日 額 <u>10,100</u> 円		開 票 立 会 人	日 額 <u>8,900</u> 円	
選 挙 立 会 人	日 額 <u>10,100</u> 円		選 挙 立 会 人	日 額 <u>8,900</u> 円	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
備考 [略]			備考 [略]		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙、最高裁判所裁判官国民審査及び日本国憲法第95条の規定による投票（以下「選挙等」という。）について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙等については、なお従前の例による。

理 由

選挙等の円滑な執行を図るため、最近における物価の変動や選挙等の執行状況等を考慮し、選挙長等の報酬の額を改正する必要があるため。